

全国への緊急事態宣言を受けた鹿児島県からのお願い

R2. 4. 21

- 1 生徒・保護者ともに不要不急の帰省や旅行など，都道府県をまたいで移動することはできる限り避けてください。

- 2 やむを得ず生徒が県外への帰省等を行う場合は，学校に届出をするとともに，以下の措置を行ってください。
 - (1) 帰県後2週間は登校しないこと。
 - (2) マスク着用，手洗い，咳エチケット等を徹底すること。
 - (3) 発熱等風邪の症状がある場合は，帰国者・接触者相談センターへ相談すること。

- 3 医療機関への通院，食料・医療品・生活必需品の買い出し，職場（学校）への必要な出勤（登校），屋外への運動や散歩など，生活の維持のために必要な場合を除き，できる限り不要不急の外出を自粛してください。

- 4 感染者やその家族，治療にあたった医療機関とその関係者，その他関わりがあった方々に対して，不当な差別や偏見，いじめ等が行われないよう，正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。